

本ワーキンググループにおける検討課題・進め方について（案）

1. 検討課題について

①高齢者の保健事業のあり方について

※ 本ワーキンググループにおいては、一義的には、後期高齢者医療制度の被保険者である75歳以上の方を念頭に議論をお願いしたいが、健康状態や心身機能の低下の進行には個人差があり前期高齢者においても進行しうること、国保等との保健事業との連携の必要性等もあるといった観点から、75歳未満の高齢者も議論の対象とする必要がある場合には、これらの方も含めた議論をお願いしたい。

- 被保険者の生活の質（QOL）の維持・向上等の観点から、今後は、高齢者の特性に応じた保健事業の実施が重要となってくるが、後期高齢者医療の保険者（後期高齢者医療広域連合）が行う保健事業として、どのような事業が効果的・効率的な事業であるか。
- 高齢者の特性としては、例えば、フレイル（いわゆる「虚弱」）、長期的な慢性疾患を保有する、多機関受診、などがあるが、どのような特性に着目し、どのような者に、どのような介入・支援などの事業を実施するのが効率的・効果的であるか。
- このような効果的・効率的な事業の実施のために、保険者（後期高齢者医療広域連合）はどのような役割を果たすべきか。また、地域の医療関係者などとどのような連携をすることが適当か。
- 一方で、保険者（後期高齢者医療広域連合）からみたときに、効果的・効率的な事業の実施のために、関係者にどのような役割を求めるか。
- 医療保険者が行う保健事業の目的としては、被保険者の生活の質（QOL）の維持・向上やそれに伴う結果としての医療費の適正化であるが、介護保険においても高齢者を対象として予防事業が行われているが、両者の役割分担をどう考えるか。

- また、後期高齢者医療における保健事業の観点だけではなく、事業の対象者である高齢者にとって最適な事業となるように、国保の保健事業や介護の地域支援事業とどのような連携を行うべきか。

②高齢者の特性に応じた保健事業の実施について

※ 本検討課題については、実施に当たってのより具体的な検討課題であることから、①の議論、検討を踏まえる必要がある。

- 高齢者の特性に応じた効果的・効率的な保健事業の実施のために、どのようなアセスメント（項目、手法など）を実施するのが適当か。アセスメントの実施に当たって、健康診査や歯科健診をどう活用するのが効果的か。
- また、アセスメントにより得られた被保険者の状況に応じて、専門職がどのように介入・支援を実施するのが適当か。
(参考) 高齢者の低栄養防止・重症化予防等の推進事業（平成 28 年度予算 3.6 億円）
 - ・ 低栄養、筋量低下等による心身機能の低下の予防、生活習慣病等の重症化予防のため、高齢者の特性を踏まえた保健指導等を実施。
 - ・ 後期高齢者医療広域連合において、地域の実情に応じて、地域包括支援センター、保健センター、訪問看護ステーション、薬局等を活用し、栄養、口腔、服薬などに関する課題について、専門職（管理栄養士、歯科衛生士、薬剤師、保健師等）が、対応の必要性が高い後期高齢者に対して相談や訪問指導等の支援を実施。
- 専門職による介入・支援について、その効果的・効率的な実施という観点から、後期高齢者という特性を踏まえると、ポピュレーション・アプローチとハイリスク・アプローチをどのように組み合わせることが適当か。
- 保健事業の対象者の選定に当たって、保険者のどのようなデータ（健

診情報、レセプト、国保・介護のデータなど)をどのように活用するのが効果的か。

- 実施された保健事業について、どのように事業の評価を行い、次の保健事業につなげていくべきか。
- 保健事業の担い手の育成など保健事業を実施していく上で、行うべき環境整備としてどのようなことが考えられるか。
- 各地域での好事例を全国で横展開していくためにどのような仕組みが必要か。
- 高齢者の特性に応じた効果的・効率的な保健事業の全国的な展開のために保険者（後期高齢者医療広域連合）が参照するガイドラインの内容の項目としては、
 - ① 保健事業の実施に当たっての基本的な考え方
 - ② 対象者の抽出基準
 - ③ アセスメント項目・実施方法
 - ④ 介入方法
 - ⑤ 事業評価
 - ⑥ その他広域連合と市町村や地域医師会等関係者との役割分担や連携方法など実施に当たっての留意事項が考えられるが、その他に必要な項目としてどのようなものがあるか。

2. 進め方について

- 本ワーキンググループにおいて、まずは、高齢者の保健事業のあり方について、先行的な研究成果を踏まえ、御議論、検討をいただく。
- その検討の方向性に沿って、作業チームにおいて、先行的な現場での取組内容を踏まえながら、より具体的な保健事業の実施内容について検討を求める。
- 作業チームにおいて検討された内容について、ワーキンググループで御議論、検討をいただき、高齢者の保健事業のあり方の成案を得るとともに、最終的には、広域連合が参考とするべきガイドラインなどを策定いただく。
- なお、平成28年度においては、高齢者の保健事業のあり方の成案とともに、ガイドライン案（暫定版）を策定いただき、平成29年度においては、モデル事業の更なる効果検証を通じて、ガイドラインの成案を策定いただく。

（平成28年度のスケジュール）

	ワーキンググループ	作業チーム
7月	第1回ワーキンググループ ○要綱、課題・進め方 ○高齢者の保健事業のあり方の議論、検討	
秋頃		第1回作業チーム ○先行的な取組のヒアリング ○アセスメント、介入方法等の検討
	第2回ワーキンググループ ○（作業チームの検討内容を踏まえた）高齢者の保健事業のあり方の議論、検討 ○ガイドラインの方向性の議論、検討	
冬頃		第2回作業チーム ○ガイドライン原案の検討、作成
年度末	第3回ワーキンググループ ○ガイドライン案の検討、策定 ○平成29年度の課題の検討	※ワーキンググループと作業チームの合同開催も検討。